

## 令和3年度義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校小学部・中学部）に3人以上のお子さんが、在学予定のご家庭にお知らせいたします

小学校、義務教育学校及び特別支援学校小学部の1年生から、中学校、特別支援学校中学部の3年生及び義務教育学校9年生までに、現時点で3人以上のお子さんが在学しているご家庭を対象として、その3人目以降のお子さんが、市川市立の学校に在学している場合は、給食費を無料といたします。

### 1 給食費が無料となるお子さんの例

(1) A：中学2年、B：小学5年、C：小学3年

⇒ C1名が無料となります。（A、Bについては国立、私立学校等在学でも可）

※ 3人とも義務教育期間中なので、Aから数えて3人目のCが無料となります。

(2) A：中学2年、B：小学5年、C：小学3年、D：小学1年の場合

⇒ C、Dの2名が無料となります。（A、Bについては国立、私立学校等在学でも可）

※ 4人とも義務教育期間中なので、Aから数えて3人目以降のC、Dが無料となります。

(3) A：高校2年、B：中学2年、C：小学5年、D：小学3年の場合

⇒ D1名が無料となります。（B、Cについては国立、私立学校等在学でも可）

※ Aは義務教育修了後であるため、義務教育期間中のB、C、Dの3人の内、3人目のDが無料となります。

§ 無料化の対象とならない例としては、以下のような場合があります。

A：高校3年、B：高校2年、C：中学2年、D：小学5年の場合

※ 義務教育期間中のお子さんがC、Dの2名しかいないため、無料となるお子さんはいません。

### 2 給食費免除を申請するための条件

(1) 義務教育期間中のお子様3人が市内に住所を有していること

(2) 申請時点において、無料化対象及び対象以外のお子さんについて、在学に対する給食費の滞納がないこと

※なお、生活保護を受給しているご家庭につきましては、教育扶助の支給額に給食費が含まれておりますので、無料化の対象とはなりません。

①上記の条件から、給食費無料化の対象となるお子さんのいるご家庭につきましては、「学校給食費等減免申請書」に必要事項をご記入の上、無料化対象のお子さんを通う学校にご提出ください。（令和3年4月以降、転校する予定がある場合は、お手数ですが保健体育課へ電話連絡の上、当該申請書の欄外にその旨付記していただくようお願いいたします）

◎ 提出締切日 令和3年2月24日（水）

◎ 令和3年度 転・入学児童・生徒のみ 始業式・入学式より令和3年4月13日（火）まで追加申請を受付します。

◎学校給食費等減免申請書につきましては、令和2年度対象者のみに配付いたします。必要な場合は、学校に申し出るか、市川市教育委員会のホームページよりダウンロードしてください。

②提出締切日を過ぎた場合、4月の給食開始日からの給食費免除ができない場合もあることをご承知おきください。

③今回の申請による給食費免除期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日となります。認定結果は、6月上旬に通知書にてお知らせいたします。